

沿岸広域振興局長告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年3月13日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 路線名 宮古岩泉線
- 2 供用開始の区間 宮古市山口五丁目2番8地先から13番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月13日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
 - (2) 期間 平成30年3月13日から同年4月13日まで